

**社会福祉法人みずものがたり おへそこども学園
虐待の防止及び身体拘束等の適正化検討委員会 設置要綱**

(目的)

第1条 おへそこども学園虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会（以下「委員会」という。）は、利用児の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、おへそこども学園（以下「本園」という。）が利用児の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止並びに人権の擁護に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本園を運営する 社会福祉法人みずものがたり法人理事 吉村直記とする。
- (2) 委員は、本園の管理者及び職員とする。
- (3) その他、委員長が必要と認める者。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、年1回以上開催し内容を記録する。

2 本園において虐待事案が発生した場合には随時、委員長が招集し開催する。

3 委員会が開催されるとき、身体拘束等の適正化のための対策についても検討し内容を記録する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 職員セルフチェックリストを実施し、その結果に基づいた調査を必要に応じて実施する。
- (2) 虐待や虐待の疑いがある場合は、委員会に報告する。
- (3) 状況・背景等を記録・分析し、データを蓄積する。
- (4) 虐待防止、身体拘束等防止・適正化のための対策を年1回以上検討し、職員に周知する。
- (5) 虐待防止・身体拘束等防止・適正化に係る研修計画を年1回以上立案・実施する。
- (6) 苦情や事故等が虐待につながる恐れがある場合、問題解決や対応方法を検討する。

(委員会・委員の責務)

第5条 委員会は、虐待防止意識の向上や知識の周知に努め、虐待のない施設環境づくりを目指す。

2 委員は、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、関連法令や権利宣言等の知識の習得に努める。

3 委員長・委員は、日常的に支援現場を観察し、必要に応じて職員へ改善指導を行う。

附則

令和3年3月29日制定・施行

社会福祉法人みずものがたり おへそこども学園 虐待防止に関する指針

（目的）

この指針は、障害者虐待防止法を踏まえ、「おへそこども学園」（以下「本園」という。）において虐待を未然に防止するための体制および虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

（虐待の定義）

虐待とは、本園の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- 2 児童にわいせつな行為をすることまたは児童にわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、職員としての監護を著しく怠ること。（放棄・放置・ネグレクト）
- 4 児童に対する著しい暴言または拒絶的な対応、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）
- 5 児童の財産や金銭を不当に処分したり不当に利益を得たりすること。（経済的虐待）

（虐待防止に関する責任者および虐待等防止委員会）

- 1 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止に関する責任者を置く。
- 2 虐待防止対応責任者は法人理事吉村直記とする。
- 3 本園は虐待防止の取り組みを推進するため、虐待等防止委員会を設置する。また、当委員会は身体拘束等の適正化委員会を兼ねる。

（虐待防止・苦情相談窓口）

- 1 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待・苦情の報告を行いやすくなるため、当法人苦情対応規程に基づき相談窓口を設置し、受付担当者を置く。
- 2 受付担当者は管理者が兼任する。

（虐待報告・苦情等の受付）

- 1 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告・苦情等を随時受け付ける。また、担当者が不在の場合は、他の全職員が報告を受け付けることができ、速やかに担当者へ報告すること。
- 2 虐待報告を受けた場合は、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成する。

（虐待への対応）

- 1 虐待防止対応責任者は、虐待報告を受けた際、速やかに佐賀県および関係機関に通報する。
- 2 虐待内容および原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 3 保護者および関係者に対し、経緯および改善策について説明を行う。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

- 1 児童の安全確保を最優先に対応する。
- 2 虐待を行った職員に対しては、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の措置を講じる。
- 3 虐待の経緯および内容を説明し、謝罪と信頼回復に努める。

(改善に向けた措置)

- 1 必要に応じて委員会を開き、再発防止策を検討する。また、必要に応じて児童との協議も行う。
- 2 経緯および改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置)

- 1 定期的に委員会および職員研修を実施し、虐待の防止を図る。
- 2 虐待対応の仕組みや取り組み、通報先、当指針を掲示物やホームページ等で周知する。

附則

令和3年3月29日制定・施行

〈虐待の防止及び身体拘束等の適正化検討委員会・苦情解決体制 組織図〉

委員長

法人理事 吉村直記（役割：苦情対応・虐待防止責任者）

委員

管理者（役割：苦情・虐待等相談受付担当者） 及び 職員

※苦情に関しては、当法人「苦情対応規程」に基づき、適切に対処する